

明石市の精神障害者の医療費助成について

精神障害者保健福祉手帳を取得すれば、医療費助成が受けられます。

あなたの住む地域の医療費助成がどのようなものかを一緒に学びませんか。

1. 日時・内容

令和6年11月1日（金）13時30分から16時00分（受付13時15分から）

2. 開催場所

明石市議会棟2階会議室

3. テーマ

【明石市の精神障害者の医療費助成について】

4. 講師

日本福祉大学教授 青木聖久先生

5. 対象者

明石市議会議員、明石市行政の方々、こころの病を持つ方及びそのご家族、あすく会員

6. セミナーの進め方

各回前半は講義、後半はテーマに沿ったグループディスカッションです。

7. 主催 明石ともしび会家族会

8. 参加費 無料

参加申込票 ※コロナ感染急拡大等で中止になる可能性もあります

参加者名	参加希望セミナー番号			住所（市・町）	家族会/所属先	電話番号
(例) 兵庫太郎	1	2	3	神戸市灘区	兵庫家族会（無しでもok）	〇〇〇-〇〇〇- 〇〇〇〇

申込先（さくら工房）FAX：078-912-4433 メール：kazu.nambu@nifty.com

（送信後に受信確認をお勧めします）

内容問合せ：090-4280-8104（南部）

（平日11時～12時及び13時～16時）

〆切は、各開催日の3日前です。

このセミナーは、【兵庫県共同募金会】からの助成金で運営しています。

意外と知られていない医療費助成制度

精神障害がある人に対する法律による医療費助成は、障害者総合支援法による自立支援医療（精神科の通院）があるが、1割の自己負担である。

一方、市町村の条例により①精神科の通院 ②精神科の入院 ③精神科以外（一般科）の通院 ④精神科以外（一般科）の入院について医療費助成が様々な形で成されている。名古屋市では、手帳1級、2級を所持しておれば、①～④は全て無料となる。

医療費助成の仕組みとして、都道府県の医療費助成の【要綱等】が定められておれば、市町村は医療費助成を実施した場合、基本的に2分の1の補助を都道府県から受けることができる。

即ち、この【要綱等】を都道府県が制定しているか否かが重要となる。

一方、各都道府県がこの【要綱等】を定めている場合も手帳1級のみを対象としていることが多い。

全国で1級が128,216名（約11%）、2級が694,351名（約59%）、3級が357,701名（約30%）となっている。全ての等級に関係なく医療費助成が実施されるべきである。

全国で手帳1級、2級所持者に全診療科の医療費助成を実施している県は、山梨県、岐阜県、奈良県である。

一方、都道府県から2分の1の補助が無いにも関わらず、手帳1級、2級所持者に対する精神科（通院・入院）、一般科（通院・入院）の医療費助成を実施している市町村も存在する。

とりわけ、愛知県は、全ての市町村がこれらの医療費助成（手帳の1・2級所持者に対する全診療科の医療費助成の実施）を実現している。